

芳賀町太陽光発電等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅のゼロエネルギー化及びレジリエンスの向上を図るため、太陽光発電等を整備する者に対して、芳賀町太陽光発電等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、芳賀町補助金等交付規則（昭和50年芳賀町規則第5号。以下「規則」という。）及び芳賀町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限に関する規則（平成29年芳賀町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 補助金の交付を受けようとする者
 - (2) 太陽光発電等 別表に掲げる機器の区分に応じ、同表に掲げる要件を満たすもので、住宅用として未使用のものとする。
 - (3) 既存住宅への設置 既にある住宅に太陽光発電等を整備する場合
 - (4) 新築住宅への設置 建物の新築に合わせて太陽光発電等を整備する場合
- (補助対象者)

第3条 補助金の申請をすることができる者は、既存住宅への設置又は新築住宅への設置をする者とする。

2 年度末までに太陽光発電等の設置の完了が見込める者とする。

(補助金の額)

第4条 太陽光発電等の補助金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電システム及び蓄電システムを併せて設置する場合の補助金の額は、太陽電池の出力1kW当たり4万円とし、20万円を限度とする。
 - (2) 蓄電システムの補助金の額は、蓄電池の容量1kWh当たり2万円とし、10万円を限度とする。ただし、既存住宅に設置されている太陽光発電システムにより発電した電力を蓄電するものに限る。
- 2 補助金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 この要綱の規定に基づき補助金を受けて太陽光発電等を整備したことがある者は、当該住宅及び当該住宅以外の住宅についてこの補助金の申請をすることができない。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条の規定により申請者は、当該年度の4月1日から12月末日までの間に、交付申請書（規則の別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 建築確認申請書の写し（新築住宅への設置の場合）
- (3) 事業実施予定箇所の現況写真（事業実施箇所が確認できるように、2方向から撮影したもの）
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請書の内容を確認及び調査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、申請書の受付を先着順に行うものとし、受け付けた申請書に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、申請書の受付を終了することができる。

(変更承認申請等)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、計画変更申請書(規則の別記様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第8条の規定により、事業が完了したときは、実績報告書(規則の別記様式第4号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施に係る領収書の写し(太陽光発電等の設置費用が明示されたもの)
- (2) 補助事業の実施状況を示す写真(施工中及び完成写真)
- (3) 電力会社が発行した書類(接続契約締結書等)の写し(太陽光発電システムを設置する場合)
- (4) 住民票(世帯全員のもの)
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(交付請求)

第9条 規則第10条の規定により申請者は、事業完了後速やかに請求書(規則の別記様式第6号)により補助金の交付を請求するものとする。

(維持管理)

第10条 申請者は、補助対象太陽光発電等を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から最低5年間は継続して維持管理するものとする。

(書類の整備等)

第11条 申請者は、補助事業に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

(報告)

第12条 町長は、必要に応じ申請者に対し報告を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表(第2条関係)

機器の種類	要件
太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 太陽電池を利用することにより太陽光を電気に変換するシステムであること。 2 電力会社の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をしたものであり、かつ、電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結していること。 3 太陽電池容量(日本産業規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう。)が、10キロワット未満であること。 4 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けていること。 5 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。
蓄電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 再生可能エネルギー等により発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて住宅の電力として使用できる定置型のシステムであること。 2 蓄電池について、日本産業規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。